

## 中部運輸局自動車交通部

平成29年12月26日 14:00発表

### 連絡先

国土交通省中部運輸局自動車交通部

自動車監査官 中山、伊藤、近藤

Tel 052-952-8038

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局

輸送・監査担当 二輪、金森

Tel 058-279-3714

## トラック事業者を事業停止処分

岐阜運輸支局が平成28年11月14日及び平成28年12月21日に一般監査を実施した結果、貨物自動車運送事業法に違反する事実が確認されたことから、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき下記のとおり事業の停止及び事業用自動車の使用停止処分を行ないましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 行政処分事業者及び営業所

事業者名：中京運輸 株式会社

住所：岐阜県岐阜市柳津町流通センター2-3-3

代表者：高橋 重秀

営業所：瑞穂営業所

営業所所在地：岐阜県瑞穂市十九条119-1

#### 2 行政処分書の交付日時及び交付場所

交付日時：平成29年12月26日（火） 午前10時

交付場所：中部運輸局 岐阜運輸支局（支局長 古屋 勝治）

岐阜県岐阜市日置江2648番地の1

#### 3 行政処分内容

- ・30日間の事業停止（配置車両数22両）
- ・事業用自動車の使用停止30日間（1両×30日間）及び文書警告

#### 4 監査実施の端緒

労働局からの通報による。

#### 5 確認された違反内容及び違反条項

- ① 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業法第17条第1項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

② 乗務員の健康状態の把握をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

③ 点呼を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)

④ 国土交通省告示で定める特定の運転者(初任運転者、高齢運転者)に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

⑤ 特定の運転者(高齢運転者)に対する運転適性診断(適齢診断)を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	33点
当該事業者が付された累積違反点数	46点